

地方公共団体の公金収納に係る eLTAXの活用について

総務省自治行政局行政経営支援室

eLTAXを活用した収納の対象となる公金の範囲について

- eL-QRを活用した公金収納の対象となる公金の範囲の詳細について、地方公共団体からの意見等を踏まえ、以下のとおり整理することとする。

現在の整理（令和5年10月に関係府省庁連絡会議で決定した実施方針）

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

地方公共団体からの意見

- ◆ 仮納付や他団体の歳入を受入れるもの等、歳入歳出外現金に属する収納が一定数あり、これらを普通会計に属する公金と同様に財務会計システムで対応しているため、一律に対象としてほしい。
- ◆ 放置違反金は、収納の約7割が歳入歳出外現金となっている。歳入歳出外現金をeLTAX対象とする方向で検討をお願いしたい。（警察庁からも同様の意見）

検討

- ◆ eLTAXのシステム上の負荷や金融機関のシステム開発コストと自治体のニーズのバランスを考慮し、1団体が設定できる入金口座数が制限されることを踏まえ、対象公金の範囲が現時点のように整理されたものであり、普通会計と同一の口座において受け入れられる歳入歳出外現金を排除する趣旨ではない。
- ◆ また、令和5年度に実施したサンプル調査において、歳入歳出外現金の納付書の取り扱い件数は、eLTAXのシステム上許容される範囲内であった。
- ◆ このため、普通会計と同一の口座において収納される公金について、eL-QRを活用して収納できる公金の対象とすることについては、現在整理の考え方やeLTAXの機能的制限に照らしても問題はないものと考えられる。

整理案

歳入歳出外現金のうち普通会計と同一の口座において受け入れられる公金についても、eLTAXを活用した公金収納の対象として差し支えないこととする。

整理後

- ◆ 地方公共団体（都道府県・市区町村）においてeLTAXを活用した納付を可能とするもの
 - ・ 普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）
 - ・ 公営事業会計に属する公金のうち水道料金、下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

※ 上記整理とは別途、資金決済法上、前払式支払手段を使用できない公金の有無について金融庁と協議中。また、使用できない公金がある場合の取扱いは現在検討中。